

滋賀県下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、琵琶湖の富栄養化の防止を図るため、下水道終末処理場において行う窒素、りんを除去を目的とした高度処理施設の維持管理事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、公共下水道および特定環境保全公共下水道で、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和54年滋賀県条例第37号）に定める窒素、りに係る排水基準に適合する排水を排出している下水道終末処理場における高度処理施設の維持管理事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち、電力料金および薬品費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費に10分の3を乗じて算定された額以内の額とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の添付書類は次のとおりとし、提出期限は当該事業実施年度の3月31日までとする。

- (1) 補助金交付申請額表（別記様式第1号）
- (2) 維持管理費明細書（別記様式第2号）

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付決定を行うとき、第2条に規定する事業の適正な執行および補助金の適正な交付を行うため必要があると認める場合は、補助金交付申請額の範囲内において、修正を加えて補助金の交付額を決定することができる。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次のとおりとし、提出期限は、当該補助金の決定に係る年度の翌年度の4月30日までとする。

- (1) 補助金額精算額表 (別記様式第3号)
- (2) 維持管理費明細書 (別記様式第2号)
- (3) 支出証拠書類の写し
- (4) 水質検査成績書

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は昭和58年3月18日から施行し、昭和57年度分の補助金から適用する。

この要綱は昭和62年12月24日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。

この要綱は平成12年3月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

この要綱は平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

この要綱は令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別記様式第1号

令和 年度補助金交付申請額表

終末処理場の名称		
補助基本額 (A)	電力料金	
	薬品費	
	合計	0円
補助率 (B)		3/10
補助金交付申請額 (C) = (A) × (B)		0円

別記様式第2号

維持管理費明細書

1 電力料金

月	基本料金	電力量料金	計	備考
4	円	円	円	
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

2 薬品費

薬品名	購入年月日	数量	単価	金額	備考
小計					
小計					
合計					

(注) ①薬品費は、薬品ごとに記入し、小計すること。

別記様式第3号

令和 年度補助金精算額表

終末処理場の名称		
補助基本額 (A)	電力料金	
	薬品費	
	合計	0円
補助率 (B)		3/10
補助金精算額 (C) = (A) × (B)		0円
補助金交付決定額 (D)		
補助金精算額 (C と D の小さい方)		円